

県営船越地区土地改良事業（区画整理事業）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

令和七年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧期間

令和七年九月四日から令和七年十月六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び鹿島台総合支所

四 意見書の提出について

1 提出期限 令和七年十月六日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九―六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一

電子メールアドレス nh | n n b k s @ p r e f . m i y a g i . l g . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所及び鹿島台総合支所で縦覧に供され

5 その他 電話による意見はお受けできません。